

令和6年12月定例会 (令和6年(2024年)12月25日)

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

12月25日(水)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○会議録署名議員の指名	6
	○会期の決定	7
	○閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告	7
	○企業長提出第5号議案の委員長報告に対する質疑	8
	○企業長提出第5号議案の討論、採決	9
	○企業長提出第6号議案ないし第9号議案の一括上程及び提案説明	9
	○企業団行政に対する一般質問	11
	○企業長提出議案の質疑	11
	△第6号議案の質疑	11
	△第7号議案の質疑	16
	△第8号議案の質疑	17
	△第9号議案の質疑	18
	○企業長提出議案の討論、採決	18
	△第6号議案の討論、採決	18
	△第7号議案の討論、採決	18
	△第8号議案の討論、採決	19
	△第9号議案の討論、採決	19
	○水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託	19
	○諸般の報告	20
	○議事日程の追加	21
	○特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託	21

○特定事件の議会運営委員会付託	2 2
○閉 議	2 2
○企業長の挨拶	2 2
○閉 会	2 2
署名議員	2 5
参考資料	
企業長提出議案の処理結果	2 7

水企告示第52号

令和6年12月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年12月18日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野 口 晃 利

1 期 日 令和6年（2024年）12月25日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和6年12月定例会 会期12月25日 1日間

応招議員 14名

1番	島	田	玲	子	議員	2番	田	口	義	博	議員
3番	大	田	ち	ひろ	議員	4番	小	口	高	寛	議員
5番	砂	川	清	時	議員	7番	久	保	田	茂	議員
8番	畑	谷		茂	議員	9番	山	田	大	助	議員
10番	立	澤	貴	明	議員	11番	瀬	賀	恭	子	議員
12番	松	島	孝	夫	議員	13番	白	川	秀	嗣	議員
14番	金	井	直	樹	議員	15番	伊	藤		治	議員

不応招議員 1名

6番 福 井 和 義 議員

12月定例会 第1日

令和6年(2024年)12月25日(水曜日)

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告
- 7 企業長提出第5号議案の委員長報告に対する質疑
- 8 企業長提出第5号議案の討論、採決
- 9 企業長提出第6号議案ないし第9号議案の一括上程及び提案説明
- 10 企業団行政に対する一般質問
- 11 企業長提出議案の質疑
 - △ 第6号議案の質疑
 - △ 第7号議案の質疑
 - △ 第8号議案の質疑
 - △ 第9号議案の質疑
- 12 企業長提出議案の討論、採決
 - △ 第6号議案の討論、採決
 - △ 第7号議案の討論、採決
 - △ 第8号議案の討論、採決
 - △ 第9号議案の討論、採決
- 13 水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託
- 14 諸般の報告
- 15 議事日程の追加
- 16 特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託
- 17 特定事件の議会運営委員会付託
- 18 閉 議
- 19 企業長の挨拶
- 20 閉 会

(開議 午前10時10分)

出席議員 14名

1番	島田玲子	議員	2番	田口義博	議員
3番	大田ちひろ	議員	4番	小口高寛	議員
5番	砂川清時	議員	7番	久保田茂	議員
8番	畑谷茂	議員	9番	山田大助	議員
10番	立澤貴明	議員	11番	瀬賀恭子	議員
12番	松島孝夫	議員	13番	白川秀嗣	議員
14番	金井直樹	議員	15番	伊藤治	議員

欠席議員 1名

6番 福井和義 議員

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口晃利	企業長
松尾雄一	局長
真子憲一郎	次長(兼)総務課長
福岡敏哉	副参事(兼)お客さま課長
三保田昭二	副参事(兼)施設課長
森野剛	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田晃	越谷市長
鈴木勝	松伏町長

書記

白河部貴彦	総務課調整幹
北條理恵	総務課庶務担当主査

10時10分 開 会

◎開会の宣告

- （島田玲子議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。
ただいまから令和6年12月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△業務概況の報告

- （島田玲子議長） 企業長から令和6年4月から令和6年10月までの業務概況について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

- （島田玲子議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△定期監査の報告

- （島田玲子議長） 次に、監査委員から定期監査の結果について報告がありましたので、報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

- （島田玲子議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△決算特別委員会答弁要旨一覧表の報告

- （島田玲子議長） 次に、決算特別委員長から提出された決算特別委員会答弁要旨一覧表を報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。

総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

○（白河部貴彦総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第551号

令和6年（2024年）12月18日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 島田玲子様

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口晃利

令和6年12月定例会に付議する議案の送付について

標記について、12月25日招集に係る令和6年12月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1 越谷・松伏水道企業団経営審議会条例制定について
- 1 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 1 越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

以上でございます。

△特定事件の審査結果の報告

○（島田玲子議長） 次に、去る9月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第6号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○（島田玲子議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

12番 松島孝夫議員、13番 白川秀嗣議員、14番 金井直樹議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （島田玲子議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎閉会中の継続審査案件の上程及び委員長報告

- （島田玲子議長） 次に、決算特別委員会における閉会中の継続審査となっておりました企業長提出第5号議案を議題といたします。

委員長から審査の経過ないし結果について報告を求めます。

久保田 茂決算特別委員長、登壇して報告願います。

〔久保田 茂決算特別委員長登壇〕

- （久保田 茂決算特別委員長） 議長のご指名によりまして、9月定例会において当委員会に付託されました、企業長提出第5号議案「令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」の件につきまして、その審査経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会は、9月30日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、会議を開きました。直ちに正・副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に砂川清時委員が選任され、第5号議案の審議を閉会中の継続審査として、第2日に行うことといたしました。

第2日の委員会は、去る10月7日、企業団大会議室を会場に委員全員が出席し、執行部から議案について詳細なる説明を聴取の後、慎重に審査を行いました。

その主なものを申し上げますが、当委員会において各委員から出された質疑項目及び答弁要旨については、議長の許可をいただき、一覧表としてお手元に配付させていただきましたので、ご参照いただければと存じます。

まず、自然災害への備えの対応と専門的人材の育成と確保は、に対し、

更新計画に基づき浄・配水場や管路の耐震化を計画的かつ積極的に進めており、現在、危機管理計画の全面的な見直しにも着手している。専門的人材については、技術系職員の確保が課題であり、研修等を通じて技術の継承と人材育成に努めている、とのことであります。

次に、水道事業マスタープラン評価指標目標値に対する管路耐震化率の評価は、に対し、

水道事業マスタープランにおける管路耐震管率の令和7年度目標値は52.2%であるが、令和5年

度は計画どおり進捗しており、今後も計画どおり事業を進める予定であり、目標値を達成できる見込みである、とのことであります。

次に、今後更新すべき老朽管の状況は、に対し、

管路の法定耐用年数40年を超過した老朽管の管路経年化率は13.91%、延長約175キロメートルであり、法定耐用年数を超えても、直ちに布設替しなければならないものではなく、管種別に40年から120年の実使用年数を定め、計画的に更新を行っている、とのことであります。

次に、水道料金の値上げを避けるため、行政から支援を求める考えは、に対し、

老朽化対策や耐震化など、国土強靱化に資する取組については、これまでも日本水道協会や全国水道企業団協議会などを通じて国に対して補助拡充の要望を行っており、今後も積極的に取り組んでいく、とのことであります。

次に、給水人口や水需要の減少が見込まれる中、今後の取組は、に対し、

人口減少等に伴い、給水収益が減少する中で、安定的に水道事業を運営するための設備投資も必要となる大変厳しい経営状況であるが、次期マスタープラン、管路更新計画や浄・配水場更新計画に基づき、費用の平準化を図りながら計画的に取り組んでいく、とのことであります。

次に、水道マイページの現在の登録状況と目標件数は、に対し、

令和6年9月末現在で、2万5,391件の登録となっており、スマートフォンアプリの利用が圧倒的に多いが、データのダウンロードが必要な方はパソコンを利用しているようである。登録の目標としては、令和6年度末3万1,000件を目指している、とのことであります。

次に、管路耐震化の状況と液状化対策は、に対し、

管路耐震管率は50.9%で、基幹管路が34.7%、その他の配水管は52.0%である。耐震管であれば液状化が起きても管が抜けて漏水することはないが、残る約半数の非耐震管は、液状化等により管が抜け漏水する危険性は考えられることから、給水区域内全域において平均的に耐震化を進めている、とのことであります。

次に、県水値上げについて、県の意思決定に参加できるよう要望する考えは、に対し、

埼玉県の実決の場に参加することは難しいと考えるが、これまで埼玉県企業局からの説明に対して、当企業団も含めて各購入団体から継続的に意見を申し述べ、可能な限り取り入れていただくよう協議を継続しており、企業局もそうした購入団体の意見を踏まえた上で検討していると考えている、とのことであります。

以上で質疑を終結し、続いて討論に入りましたが、討論の発言はなく、採決の結果、企業長提出第5号議案については全員一致をもって原案のとおり認定可決と決しました。

以上で報告を終わります。

◎企業長提出第5号議案の委員長報告に対する質疑

- （島田玲子議長） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

10時21分 休 憩

10時22分 再 開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出第5号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 続いて、討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、第5号議案は原案のとおり認定されました。

◎企業長提出第6号議案ないし第9号議案の一括上程及び提案説明

- （島田玲子議長） 次に、企業長提出第6号議案ないし第9号議案の4件を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。本日、12月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

また、ただいまは、閉会中に継続審査をいただいております第5号議案につきまして、原案のとおりご認定を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、本定例会には、越谷・松伏水道企業団経営審議会条例の制定をはじめ、4件の議案をご提案申し上げます。

それでは、各議案につきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、第6号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、水道事業の円滑な経営を図るため、企業長の附属機関を設置する必要があるので、提案するものでございます。

本審議会は、水道事業を取り巻く諸課題に対し、企業長の諮問に応じ、必要な事項について調査審議を行うとともに、諮問事項に限らず広く経営に関してご意見をいただき、円滑な経営に資するために設置するものでございます。

委員につきましては、学識経験者と水道使用者を合わせて15人以内とし、任期は2年、報酬は月額8,500円といたします。

その他、会議の運営に関する事項などを定めるものでございます。

なお、本条例は、令和7年4月1日から施行してまいります。

第7号議案及び第8号議案につきましては、関連がございますので、恐れ入りますが、一括してご説明申し上げます。

これら2議案は、期末手当に関する規定を整備するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、議員及び企業長の期末手当につきましては、当企業団の一般職の職員の取扱いに準じて対応してきた経緯がございます。このたび、当企業団の一般職の職員の支給率を引き上げることに準じ、本年12月期の支給割合を「100分の225」から「100分の235」に改め、公布の日から施行し、本年12月1日から適用してまいります。

また、令和7年度以降につきましては、6月期の支給割合を「100分の225」から「100分の230」に、12月期の支給割合を「100分の235」から「100分の230」に改め、令和7年4月1日から施行してまいります。

次に、第9号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、一般職の国家公務員の給与の改正に伴い、国に準じて職員の給与を改正するため、提案するものでございます。

改正の内容でございますが、扶養手当につきまして、配偶者に係る扶養手当の支給対象を縮小し、令和8年度に廃止するものでございます。国においては、段階的に配偶者に係る扶養手当を引き下げ、子に係る扶養手当を引き上げる対応をしておりますが、当企業団は地方公営企業法の適用を受けることから、手当の額や支給方法については規程において、国と同様の対応を取ってまいりたいと考えております。

次に、やむを得ない事情により配偶者と別居し、恒常的に単身で生活する職員等に対して支給する単身赴任手当や、管理職員が週休日や休日、平日の深夜等に臨時または緊急の必要により勤務した場合に支給する管理職員特別勤務手当を整備するほか、その他の条文整備を行うものでございます。

なお、本条例は、令和7年4月1日等から施行してまいります。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、第6号議案ないし第9号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。
この際、暫時休憩いたします。

10時27分 休 憩

10時45分 再 開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （島田玲子議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の順次質疑を行います。

△第6号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第6号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（3番 大田ちひろ議員「はい」と言う）

3番 大田ちひろ議員。

〔3番 大田ちひろ議員登壇〕

- 3番（大田ちひろ議員） 第6号議案「越谷・松伏水道企業団経営審議会条例制定について」、3点質疑させていただきます。

1点目、これまで審議会は設置せずに、企業団での経営会議を進めてこられたとお伺いしております。今回初めて審議会設置ということで、改めて設置の経緯についてお聞かせください。

2点目、委員は15人以内で、学識経験者や水道使用者ということですが、どのような方を想定されているのでしょうか。

3点目、まずは何を諮問するのか、決まっていることがありましたらお聞かせください。

以上です。よろしくお願いいたします。

- （島田玲子議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまの大田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の審議会設置の経緯についてでございますけれども、水道事業を取り巻く経営環境につきましては、給水人口や水需要の減少に伴い、給水収益が減少する一方で、建設資材や物価の高騰、頻発・激甚化する自然災害への対応などが急務となっております。こうした中で、当企業団では老朽化する施設の更新や耐震化、次期水道事業マスタープランや経営戦略の改定、さらには将来の水道料金の在り方など、検討するべき課題は山積している状況でございます。そこで、学識経験者の専門的な知見や水道使用者の皆さんの様々な声をお聞きしながら経営の効率化を図り、持続可能な水道事業経営を目指していくため、経営審議会を設置することとしたものでございます。

続きまして、2点目の15人の委員の構成の内訳、さらには3点目の想定される諮問事項、この2点につきましては、総務課長よりご答弁させていただきます。

- （島田玲子議長） 次に、総務課長。

〔真子憲一郎次長（兼）総務課長登壇〕

- （真子憲一郎次長（兼）総務課長） それでは、お答えいたします。

まず、委員15名の委員構成についてでございますが、現時点で具体的な委員選任方法につきまして確定しているわけではございませんが、15名の委員のうち4名を学識経験者、11名を水道使用者と考えているところでございます。

まず、学識経験者につきましては、経営・都市基盤・環境等の水道事業に関連の深い分野の大学教授等の専門家、また公認会計士などの方にご依頼を予定をしております。

また、11名の水道使用者につきましては、様々な方々のご意見をお伺いするという観点から、構成団体や他自治体の状況なども参考にしながら、自治会や商工会議所など各種団体からの推薦を依頼する予定でございます。また、公募により、3名ほど委員を選任したいというふうに考えてございます。

続きまして、諮問事項の想定でございますけれども、当審議会におきましては、水道事業経営の基本的な方針である水道事業マスタープランや事業執行における重要な計画の策定など、水道事業経営に関する個別の重要事項について審議をいただきたいと考えてございます。当面想定される審議事項といたしましては、現在策定を予定してございます次期水道事業マスタープラン、令和8年度からの10年計画となる計画を令和6年から7年度の2か年をかけて今策定作業中でございます。こちらの改定について諮問をしたいと考えているところでございます。

また、この審議会、常設となっております。毎年度、少なくとも1回は開催をさせていただき、毎年度の決算状況や事業計画の進捗状況などのご報告をさせていただき、諮問事項に限ることなく、

当企業団の水道事業経営に対するご意見等を伺いたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- （島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（3番 大田ちひろ議員「ありません」と言う）

以上で、大田議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「はい」と言う）

9番 山田大助議員。

〔9番 山田大助議員登壇〕

- 9番（山田大助議員） ただいまの第6号議案について1点質疑をさせていただきます。

水道企業団はその名前のとおり企業であり、経営審議会という名前がつきますと、独立採算制を前提として、コストなどを重視して審議することになるというようなイメージというのがついて回ると思います。一方で、公営企業であり、命の水を扱っていること、そもそも公衆衛生の向上は行政のやるべきことであるというような観点からも、住民の実態を重視した運営の在り方ということが必要になると考えますけれども、審議会の基本的な性格や方向性について、運営の在り方についてお聞きをいたします。

- （島田玲子議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、ただいまの山田議員さんの経営審議会の基本的な性格、さらには運営の在り方ということについてお答えをさせていただきます。

まず、水道事業を取り巻く環境につきましては、かつての、人口増加に伴い増大する水需要に対応することが求められた普及拡大の時代から、今や維持管理の時代へと変わってきておりまして、大きな転換期にございます。しかし、時代がどのように変わろうとも、清浄にして豊富、低廉な水の供給が目的であることに変わりはありません。

水道事業は、ご指摘のとおり、公営企業法の適用を受けますので、経営の基本原則にのっとり必要がございますが、そこには企業の経済性の発揮とともに、公共の福祉が増進するように運営することが求められております。したがって、審議会ではこの一方に偏ることなく、公平、公正な立場で議論が交わされることが望ましいと考えておりますので、委員の選任等に当たっては十分配慮して運営してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- （島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「ありません」と言う）

以上で、山田議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「はい」と言う）

13番 白川秀嗣議員。

[13番 白川秀嗣議員登壇]

○13番（白川秀嗣議員） 13番、白川です。引き続き、審議会委員の性格について。近年、公営企業であること、非常に重要な役割があるために、先ほど企業長がおっしゃっている公共の福祉というのは非常に重要な役割を担っているのですが、一方、行財政改革をはじめとして民営化というようなことの流れはヨーロッパであります。しかし、同時にヨーロッパでは再公営化などをして、公営的な企業のありようということを、行政的にといますか、税金でといますか、支えていくようになっていたのですが、この学識経験者のところで、もちろん特定はされていないと思うのですが、今言ったように、公営企業から民営という考え方もあれば、逆に民営を公営化に、そういうことを考案しているような専門家ということが想定されるかと。それから、水道使用者のところ、先ほど11名というお話だったのですが、自治会とか商工会とか旧来の枠で、公募者が3名というご答弁でしたので、同じように企業コンサルとか、あるいはNPO法人とか、あるいは公民連携しているところを推進している専門家、市民とか、越谷市に限らないというようなことを想定されるかどうか教えてください。

以上です。

○（島田玲子議長） ただいまの質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

[野口晃利企業長登壇]

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの白川議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、公営から民営化、民営から公営というようなことを想定している方を委員に想定しているのかというようなお尋ねでございますけれども、コンセッションの問題かと思えます。コンセッションにつきましては、水道法の改正等によりまして枠組みはできておりますけれども、まだ実態としてそれほど数多くあるわけではございません。水道単体というよりも、工業用水であるとか下水道を含めた形で、今全国の先進的なところでは取組等が始まっているかと思えますけれども、今のところ、当企業団においてはその辺のことは想定しておりません。したがって、学識経験者についても、現在のところ、民営化等を想定した学識経験者を入れるかどうかということにつきましては、考えておらないということでございます。

それから、2点目の企業コンサルであるとかNPO、公民連携を想定した専門家についてということにつきましては、総務課長よりお答えさせていただきます。

○（島田玲子議長） 次に、総務課長。

[真子憲一郎次長（兼）総務課長登壇]

○（真子憲一郎次長（兼）総務課長） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいまのご質問のいわゆる水道使用者についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、現時点で確定をしているというわけではございませんが、ただいまご提案のありましたNPO法人、またコンサル、そういったところも含め、今後その構成団体の審議会、また当企業団と同様

の水道企業団なども参考にしながら、あくまでも当企業団の水道をご利用いただいている方々から様々な立場のご意見をお伺いしたいというところで、水道使用者を選任させていただきたいと考えてございますので、その中で検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

- （島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「議長」と言う）

13番 白川秀嗣議員。

〔13番 白川秀嗣議員登壇〕

- 13番（白川秀嗣議員） ご答弁ありがとうございました。あくまでも越谷・松伏水道企業団の中の水道使用者の方にとということだったので、その中で公募3人というお話でした。このやり方はいろいろあると思いますが、例えばアトランダムに案内状を出して、応募をさせていただいた方からさらに選任していくような、つまりこれまでの公募の在り方は、大概エントリーして論文を書いてもらうだとかということで決めてまいったわけでありまして。より広く、つまり全く特定されていない、まさにアトランダムで、例えば3,000人とか5,000人とか案内状を出して、それから応募された方の中から選んでいくようなことのお考えかどうか教えてください。

以上です。

- （島田玲子議長） ただいまの再質疑に対し、企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、続けてのご質問でございますが、公募委員の公募の方法等につきましては、総務課長よりご答弁させていただきます。

- （島田玲子議長） 次に、総務課長。

〔真子憲一郎次長（兼）総務課長登壇〕

- （真子憲一郎次長（兼）総務課長） それでは、お答えをいたします。

公募委員の応募方法でございますが、現時点では当企業団の発行している「水道だより」、企業団のホームページなどの広報媒体を用いること、また構成市町である越谷市、松伏町にも広報を掲載を依頼をさせていただきたいというふうに考えてございます。このような形で公募をさせていただき、水道利用者の方々からご応募いただき、審査等させていただいた後に決めさせていただくというところで現在のところは考えているところでございます。

以上でございます。

- （島田玲子議長） ただいまの再答弁に対し、重ねての質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「ありません」と言う）

以上で、白川議員の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 以上で質疑を終結いたします。

△第7号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第7号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「はい」と言う）

9番 山田大助議員。

〔9番 山田大助議員登壇〕

- 9番（山田大助議員） 第7号議案について並びに、第8号議案にも関連をいたしますので、一括して質疑をさせていただきたいと思っております。

人事院勧告に基づく一般職の期末手当等の引上げに伴うものと理解しております。しかし、一般職のための勧告を特別職に当てはめて引き上げることには、根拠がありません。また、国では、特別職に当たる首相や大臣は今回据え置くこととされています。水道議会議員は既に各自治体議員として報酬を受け取っており、また企業長は一般的に見ればもともと高額な給与と見なされるものと考えておりますが、このような立場の人たちの報酬引上げは住民に受け入れられないのではないかと考えますが、ご見解をお伺いいたします。

- （島田玲子議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） それでは、山田議員さんのただいまの、今回の引上げについては住民に受け入れられないのではないかと、その辺の見解をということでのご質問にお答えさせていただきます。

議員及び企業長の期末手当につきましては、従来から一般職に準じた取扱いを行ってきた経過がございますので、人事院勧告に基づく国の対応や、企業団の構成団体である越谷市及び松伏町の取扱いを勘案し、一般職と同様に0.1か月分の引上げを行うこととしたものでございます。

水道をご利用いただいている皆様には、現在の厳しい経済情勢を鑑み、一人一人に寄り添った丁寧な窓口対応をすることはもとより、今後も安全で良質な水を安定的に供給するという水道事業体としての使命を果たすことにより、ご理解をいただけるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- （島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（9番 山田大助議員「ありません」と言う）

以上で、山田議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「はい」と言う）

13番 白川秀嗣議員。

〔13番 白川秀嗣議員登壇〕

○13番（白川秀嗣議員） 企業団と同規模の、あるいは水道局でもですが、同規模のところの自治体の企業長及び議員と比べて今回の引上げがどの程度なのか。あるいは、分かる範囲でいいですが、ほかの企業団及び自治体で同じような引上げということが行われているかどうか教えてください。以上です。

○（島田玲子議長） 企業長の答弁を求めます。

〔野口晃利企業長登壇〕

○（野口晃利企業長） それでは、ただいまの白川議員さんのご質問でございますが、同規模の自治体や企業団と比べて当企業団の引上げと給与体系はどの程度なのか、その辺の比較につきましては、総務課長よりお答えさせていただきます。

○（島田玲子議長） 次に、総務課長。

〔真子憲一郎次長（兼）総務課長登壇〕

○（真子憲一郎次長（兼）総務課長） それでは、お答えをさせていただきます。

当企業団の企業長並びに特別職、議員さんを含めてですけれども、その報酬等につきましては、当企業団の特別職報酬等審議会におきまして審議をさせていただいてございます。その際には、関連する当企業団に類似する企業団ですとか、同様の中核市等々の比較等々をさせていただき、今回その答申の中では、それは全て据え置くという答申をいただいたところでございます。

ただ、この特別職報酬等審議会におきましては、期末手当はその審議の対象としてございませんで、その情報につきましては情報収集をしていないというところでございます。他団体の期末手当の状況がどのようになっているとかということにつきましては、大変申し訳ございませんが、情報がございません。ただ、各団体それぞれ人事院勧告に基づく改定をしてきたというようなお話は伺ってございます。今回の改定において各団体がどのような改定にしたかにつきましては、大変申し訳ありませんが、承知していないというところでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○（島田玲子議長） ただいまの答弁に対し、続けての質疑はありませんか。（13番 白川秀嗣議員「ありません」と言う）

以上で、白川議員の質疑を終了します。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） 以上で質疑を終結いたします。

△第8号議案の質疑

○（島田玲子議長） 第8号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

△第9号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第9号議案について質疑に入ります。
質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） この際、暫時休憩いたします。

11時11分 休憩

11時13分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業長提出議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の順次討論、採決を行います。

△第6号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 第6号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

△第7号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 第7号議案について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番 山田大助議員、登壇して発言願います。

〔9番 山田大助議員登壇〕

- 9番（山田大助議員） 議長の許可をいただきましたので、第7号議案並びに、第8号議案についても一括して反対の立場から討論いたします。

大変な物価高騰が庶民の暮らしを直撃し続けています。大企業は名目賃金を引き上げているというものの、実質賃金は下がり続けており、中小企業ではほとんど賃上げできていません。このような中で特別職の報酬の引上げは根拠に乏しく、住民感情からは理解は得がたいものとするため、反対いたします。

- （島田玲子議長） 以上で討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （島田玲子議長） 挙手は多数であります。

したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

△第8号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 第8号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- （島田玲子議長） 挙手は多数であります。

したがって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

△第9号議案の討論、採決

- （島田玲子議長） 第9号議案について討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

- （島田玲子議長） 挙手は全員であります。

したがって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

◎水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託

- （島田玲子議長） 次に、水道事業調査研究特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

市・町民の生活に身近で重要な水道について、より一層安全で良質な水の安定供給を図るため、水道事業全般について調査研究をする必要があります。

お諮りいたします。水道事業の調査研究については、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、水道事業全般の調査研究をするために、14人の委員をもって構成する水道事業調査研究特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

◎休憩の宣告

○（島田玲子議長） ここで、水道事業調査研究特別委員の選任及び正副委員長の互選等を行うため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

11時18分 休 憩

11時39分 再 開

◎開議の宣告

○（島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○（島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△水道事業調査研究特別委員選任の報告

○（島田玲子議長） 水道事業調査研究特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条第1項の規定により、

2番 田口 義博 議員	3番 大田 ちひろ 議員
4番 小口 高寛 議員	5番 砂川 清時 議員
6番 福井 和義 議員	7番 久保田 茂 議員
8番 畑谷 茂 議員	9番 山田 大助 議員
10番 立澤 貴明 議員	11番 瀬賀 恭子 議員
12番 松島 孝夫 議員	13番 白川 秀嗣 議員
14番 金井 直樹 議員	15番 伊藤 治 議員

以上14人を指名いたしました。

△水道事業調査研究特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （島田玲子議長） また、正副委員長については、互選の結果、
委員長に田口義博委員
副委員長に瀬賀恭子委員
がそれぞれ選出されましたので、報告いたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （島田玲子議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
次に、水道事業調査研究特別委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （島田玲子議長） お諮りいたします。
この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。
したがって、この際、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎特定事件の水道事業調査研究特別委員会付託

- （島田玲子議長） これより、水道事業調査研究特別委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。
特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として、水道事業調査研究特別委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
○（島田玲子議長） ご異議なしと認めます。
したがって、特定事件については、水道事業調査研究特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として、水道事業調査研究特別委員会に付託することに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （島田玲子議長） 次に、議会運営委員会における特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （島田玲子議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （島田玲子議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、12月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案をさせていただきました第6号議案ないし第9号議案、また閉会中の継続審査とされておりました第5号議案につきましては、慎重にご審議の上、いずれも原案のとおりご決定並びにご認定を賜り、誠にありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

決算特別委員会や今定例会においていただきました貴重なご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後とも、お客様に安全で良質な水を安定的に供給できるよう、水道事業の運営に取り組んでまいります。議員の皆様におかれましては、なお一層のご指導と、お力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

年の瀬を迎え、寒さが厳しい季節となりました。公私ともにお忙しいこととは存じますが、健康に十分ご留意いただき、よいお年を迎えられますよう、そしてさらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （島田玲子議長） これをもちまして、令和6年12月定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

11時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 島 田 玲 子

署名議員 松 島 孝 夫

署名議員 白 川 秀 嗣

署名議員 金 井 直 樹

◎企業長提出議案の処理結果

- 第5号議案 令和5年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
(認定可決)
- 第6号議案 越谷・松伏水道企業団経営審議会条例制定について
(原案可決)
- 第7号議案 越谷・松伏水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第8号議案 越谷・松伏水道企業団企業長の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)
- 第9号議案 越谷・松伏水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
(原案可決)